

【博物館相当施設指定申請】提出書類一覧

法：博物館法（昭和26年法律第285号）

施行規則：博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

設置主体		提出書類	様式	チェック
私立	法人	設置者が、登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類	参考様式① (法人用宣誓書)	
		施設を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続の開始の申立てがなされていないことを宣誓する書類		
		施設を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類		
	個人	設置者が、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないことを宣誓する書類	参考様式③ (個人用宣誓書)	
		設置者において、民事再生法による民事再生手続の開始の申立てがなされていないことを宣誓する書類		
		設置者自らが反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類		
共通	申請書	施行規則別記第9号様式		
	施設の運営に関する規則 ※当該規則のうち、目的、開館日、運営組織、その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの	—		
	施設運営の基本的な方針を示した書類（定款・設置条例・口述記録等）及び当該方針の公表方法を示した書類	—		
	資料の収集及び管理の方針を示した書類 【例】関係諸規程、資料収集方針、資料の点検計画又は実績等	—		
	資料目録（当該施設が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）	—		
	展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類 【例】事業計画、事業報告、研究紀要等	—		
	施設の事業に関する収支計画を示す書類	—		
	職員への研修の実施計画又は実績（国や県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）	—		
	館長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 【例】職務経歴書、職員名簿、事務分掌表等	参考様式②（職務経歴書）		
	その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 【例】職員名簿、事務分掌表等	—		
	組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類	—		
	施設の事業に用いる建物及び土地の図面	—		
	施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態（所有・借用の状況）を示す書類 また、当該土地及び建物を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類 【例】不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書等	—		
	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類 【例】関係諸規程・消防計画・危機管理マニュアル・消防設備等点検結果報告・関係業務の契約書・関係設備配置図面等	—		

多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 【例】 利用案内、当該箇所の写真等	—	
1年を通じて100日以上開館することがわかる書類 【例】 施設の運営に関する規則、事業報告、事業計画等	—	

※施行規則第24条第1項各号に掲げる要件を備えていることの確認ができれば、例示されている書類全てを提出する必要はない。

※申請書提出後、必要に応じて追加書類を求める場合がある。

※各書類については、最新の状況がわかるものを添付すること。

※参考様式①～③は別紙のとおり。